



埼玉県報

第617号
令和7年(2025年)
5月16日
金曜日

目次

告示

- 埼玉縣市町村電子申請サービス提供業務委託に関する契約の相手方等の公示(情報システム戦略課)
- 令和7年度地籍調査事業計画の決定(土地水政策課)
- 税務システムファイルサーバー等賃貸借に関する契約の相手方等の公示(税務課)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 東松山都市計画区域区分の変更(都市計画課)
- 宅地建物取引士関係申請手数料の徴収事務委託(建築安全課)
- 県道薄小森線の区域の変更(秩父県土整備事務所)
- 埼玉県教育委員会定例会の招集(教委・総務課)

告 示

埼玉県告示第三百七十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年五月十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県市町村電子申請サービス提供業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企画財政部情報システム戦略課県民サービス・システム共同化担当 埼玉
県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社NTTデータ関西 大阪府大阪市北区堂島3丁目1番21号
- 5 契約金額
56,760,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第
1項第1号に該当

告 示

埼玉県告示第三百七十三号

令和七年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第五項の規定により、公示する。

令和七年五月十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
さいたま市	針ヶ谷第六	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
川越市	高階第五	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
川越市	高階第六	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
川越市	高階第七	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
熊谷市	中西一	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
熊谷市	中西二	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
川口市	横曾根七	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
秩父市	落合第三	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
秩父市	落合第四	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
飯能市	中山第三	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
飯能市	中山第四・原町	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで

加須市	柳生三	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
加須市	小野袋一	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
本庄市	銀座二丁目外第三	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
本庄市	銀座二丁目外第四	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
東松山市	東松山十九	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
狭山市	狭山第五十九	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
狭山市	狭山第六十	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
深谷市	深谷第四十五	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
深谷市	深谷第四十六	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
越谷市	越谷第七―二	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
伊奈町	小室六	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
小川町	青山六	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
小川町	青山七	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
ときがわ町	西平四	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
ときがわ町	西平五	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで

神川町	阿久原十六	令和八年三月三十一日まで 令和七年四月一日から
神川町	阿久原十五	令和八年三月三十一日まで 令和七年四月一日から
東秩父村	奥沢一	令和八年三月三十一日まで 令和七年四月一日から
東秩父村	御堂五	令和八年三月三十一日まで 令和七年四月一日から
東秩父村	御堂四	令和八年三月三十一日まで 令和七年四月一日から
小鹿野町	伊豆沢一	令和八年三月三十一日まで 令和七年四月一日から
小鹿野町	下小鹿野五	令和八年三月三十一日まで 令和七年四月一日から
長瀨町	矢那瀬一	令和八年三月三十一日まで 令和七年四月一日から
皆野町	金沢一	令和八年三月三十一日まで 令和七年四月一日から
横瀬町	横瀬三	令和八年三月三十一日まで 令和七年四月一日から
横瀬町	横瀬二	令和八年三月三十一日まで 令和七年四月一日から

告 示

埼玉県告示第三百七十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年五月十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
税務システムファイルサーバー等賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部税務課税務DX推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南2丁目15番3号
- 5 契約金額
295,820,580円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告示

埼玉県告示第三百七十五号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和七年五月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二二―四一―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県日高市大字下大谷沢字宮久保百八十五番一外九筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 九百八・四八立方メートル

浸透効果量 〇・一一九三立方メートル毎秒

告 示

埼玉県告示第三百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、東松山都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和七年五月十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

告示

埼玉県告示第三百七十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年五月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公 金 事 務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委 託 期 間
埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表都市整備部の項第八十七号、第八十九号、第九十一号及び第九十二号に規定する手数料の徴収事務	埼玉県さいたま市浦和区東高砂町六番十五号 公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会 代表理事 飯田 成寿 東京都千代田区紀尾井町三番三十号 公益社団法人全日本不動産協会 代表理事 中村 裕昌	令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和七年四月一日

三 委託をした日

令和七年四月一日

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年五月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年五月十六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 昌 行

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 薄小森線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	<p>秩父郡小鹿野町両神小森字押留二四四 七番一地从ら同郡同町両神小森字押 留二四三二番一地从まで</p>	区 間
一四・八九〇一九・八一	九・五八〇一三・七一	敷地の幅員 (メートル)
	二八・四〇	延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県教委告示第十四号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和七年五月十六日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

一 日時

令和七年五月二十二日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 県議会令和七年六月定例会提出予定案件について

ロ その他